



# 新潟県報

発行 新潟県

第 27 号

平成28年4月5日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 主 要 目 次

### 告 示

- 444 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 445 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 446 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 447 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 448 保安林の指定予定（治山課）
- 449 保安林の指定予定（治山課）
- 450 保安林の指定予定（治山課）
- 451 保安林の指定予定（治山課）
- 452 保安林の指定予定（治山課）
- 453 保安林の指定予定（治山課）
- 454 保安林の指定予定（治山課）
- 455 保安林の指定予定（治山課）
- 456 保安林の指定予定（治山課）
- 457 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 458 公共測量の終了通知（監理課）
- 459 公共測量の終了通知（監理課）
- 460 公共測量の終了通知（監理課）
- 461 土地立入りの許可（用地・土地利用課）
- 462 土地立入りの許可（用地・土地利用課）

### 公 告

- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催（消防課）
- 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催（消防課）
- 大規模小売店舗の新設（商業・地場産業振興課）
- 公聴会の開催の中止（都市政策課）

## 告 示

### ◎新潟県告示第444号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
-----	-------	----------------	-------

みなみ調剤薬局 荒町店	三条市荒町 2丁目1-22	育成医療・更生医療	平成28年4月1日
しなの薬局 塚野目店	三条市塚野目 4-19-17	育成医療・更生医療	平成28年4月1日
あきつ調剤薬局	燕市秋葉町 4丁目10番14号	育成医療・更生医療	平成28年4月1日

## ◎新潟県告示第445号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	住所	担当する医療の種類	廃止年月日
南魚沼市立 六日町病院	南魚沼市六日町 636番地2	育成医療・更生医療	平成27年10月31日
にいがた調剤薬局 三条	三条市塚野目 5-4-30	育成医療・更生医療	平成28年2月29日

## ◎新潟県告示第446号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、阿賀町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

## 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
5月9日（月） 5月10日（火） 5月11日（水） 5月12日（木） 5月13日（金）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	阿賀町役場多目的ホール 阿賀町鹿瀬支所車庫 阿賀町上川支所農政車庫 阿賀町三川支所車庫
5月16日から平成29年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、平成29年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所
		上記の未受検者 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

## 3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

## ◎新潟県告示第447号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1者	金屋赤井4040番ほか2筆 1.0ha
新発田市	21者	宮古木山立682番ほか280筆 24.8ha
阿賀野市	4者	上江端羽黒3158番ほか13筆 2.1ha
聖籠町	6者	諏訪山菖蒲沼71番ほか89筆 8.5ha
新潟市	45者	北区長戸呂前田5396番ほか500筆 47.4ha
五泉市	11者	丸田水田1140番ほか183筆 19.1ha
見附市	3者	下関町橋田甲237番1ほか4筆 0.7ha
魚沼市	14者	田川砂田243番ほか132筆 11.7ha
湯沢町	4者	土樽外井森2335番ほか18筆 1.7ha
十日町市	4者	嶽西乙29番2ほか39筆 5.5ha
津南町	5者	中深見丁533番ほか40筆 7.6ha
妙高市	1者	西菅沼新田1209番ほか1筆 0.5ha
糸魚川市	3者	田屋狐岩867番1ほか41筆 3.0ha
佐渡市	28者	下久知越沖2203番ほか130筆 18.5ha
合計	150者	1,486筆 152.2ha

## 2 申請年月日

平成28年3月25日

## 3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局新津農業振興部企画振興課

新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

## 4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

## ◎新潟県告示第448号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県南魚沼市門前608・612（以上2筆について次の図の示す部分に限る。）、613、614の1、615から631まで、632（次の図に示す部分に限る。）、633、634、634の子（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**◎新潟県告示第449号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県糸魚川市大字西飛山字中コミ1466、1466の子、1467、1467の丑、1467の寅、1468の子、1469の1、1469の2、1470の2、1470の3、1471、1476、1477、1477の子、1478、1479、字セトノ上1648、1648の2、1648の寅、1656の1、1656の2、字サブゾウ1666の子、字タブチ1948の2（次の図に示す部分に限る。）、1948の18、1948の巳
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**◎新潟県告示第450号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県十日町市八箇甲406の1、甲422の1、甲422の3、甲448の1から甲448の3まで、甲451の3
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**◎新潟県告示第451号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県新発田市松岡字滑沢乙 65
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字滑沢乙 65（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び新発田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**◎新潟県告示第452号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県東蒲原郡阿賀町日出谷字引入沢甲7241、甲7241の丙、甲7241の子、甲7242、甲7243、甲7243の戊、甲7243の庚、甲7243の辛、甲7243の子から甲7243の寅まで、甲7244、甲7244の丁、甲7244の戊、甲7244の子、甲7244の丑、甲7245、甲7245の乙、甲7246、甲7247、甲7247の乙、甲7248、甲7249、甲7249の乙、甲7250、甲7251、甲7252の1、甲7252の2、甲7253から甲7257まで、甲7257の乙、甲7258から甲7266まで、甲7266の乙、甲7267、甲8572の1、甲8572の乙、甲8573、甲8574の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**◎新潟県告示第453号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定

---

である旨の通知があった。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市姿甲1716の1、甲1717、甲1718、甲1734の2、甲2448、甲2449、甲2458の53、甲2814の1、甲2814の3、甲2814の4、甲2818の2、甲2819から甲2822まで、甲2833、甲2841の1、甲2841の2、甲2842、甲2866の1、甲2867の1、甲2868、甲2870、甲2872の1、甲2872の3、甲3145の1、甲3145の2、甲3155、甲3172の1、甲3173の1から甲3173の3まで、甲3174、甲3175、甲3177、字小四郎山甲1927、字山田甲1928、甲1929、甲1948、甲1967、字一ノ沢甲2482、甲2484、甲2485、甲2492の1から甲2492の3まで、甲2503から甲2506まで、甲2507の1、甲2514、甲2514の子、甲2530、甲2531、甲2534の1から甲2534の26まで、甲2536、甲2538の1、甲2538の2、甲2540の1、甲2540の2、甲2542、字大峯甲2549の1、甲2550の1、甲2553の1から甲2553の7まで、甲2554の2、甲2566、甲2566の1、甲2566の2、甲2566の5から甲2566の7まで、甲2566の午、甲2610から甲2612まで、甲2633の1、甲2633の3、甲2638から甲2643まで、甲2647、甲2647の1、甲2647の丑、甲2648、甲2650から甲2652まで、甲2657、甲2659の1、甲2659の2、甲2659の子、甲2660から甲2664まで、甲2665の1、甲2665の2、甲2665の子、甲2666の1から甲2666の3まで、甲2666の寅、甲2669、甲2671、甲2671の1から甲2671の3まで、甲2671の子、字頭無甲2678、甲2679の1、甲2687の1、甲2688の1、甲2688の2、甲2689、甲2690の2、甲2732、甲2732の子、甲2734、甲2735

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

◎新潟県告示第454号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市真田甲2190の1、甲2193、甲2194の1から甲2194の3まで、甲2195の1、甲2196、甲2197の1、甲2198、甲2423の4、甲2439、甲2440の1、甲2441、甲2453、甲2455の1、甲2456の1、甲2457、甲2458の1、甲2460の1、甲2792の1から甲2792の5まで、甲2792の7、甲2792の13から甲2792の20まで、甲2792の22、甲2792の23、甲2792の25から甲2792の27まで、甲2792の39、甲2792の41から甲2792の43まで、甲2792の51、甲2792の52、甲2792の57、甲2792の59、甲2909の2、甲2910の2、甲2910の14、甲2912、甲2913の1から甲2913の3まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に

供する。)

#### ◎新潟県告示第455号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県長岡市与板町本与板字荻岩井659、771、773から775まで、乙775、779の1、780
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### ◎新潟県告示第456号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県十日町市樽沢乙819の4
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### ◎新潟県告示第457号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
満日	新潟市	区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）	平成28年3月25日

#### ◎新潟県告示第458号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（柏崎地

域振興局長) から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営経営体育成基盤整備事業 高田北部地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成27年8月28日から平成28年3月4日まで
- 3 作業地域 柏崎市大字藤橋、大字上方 ほか 地内

#### ◎新潟県告示第459号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事(新発田地域振興局長) から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業 五十公野地区「1次」 確定測量)
- 2 作業期間 平成27年8月6日から平成28年3月4日まで
- 3 作業地域 新発田市上新保、下新保 ほか 地内

#### ◎新潟県告示第460号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北陸農政局 信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(地盤変動調査)
- 2 作業期間 平成27年8月3日から平成28年2月10日まで
- 3 作業地域 新潟市

#### ◎新潟県告示第461号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第2項の規定により、次のとおり土地の立入りを許可した。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 起業者の名称  
東北電力株式会社
- 2 事業の種類  
154kV魚沼線鉄塔建替工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域及び期間

##### (1) 土地の区域

小千谷市大字真人町字越ヶ原、字下ノ沢、字下モ原、字栗山、字原、字市ノ沢、字主馬殿、字取安、字小阪新田、字上ノ原、字真人原、字真人沢、字水上、字水尻沢、字石穴、字大平、字中ノ谷内道下、字中ノ谷内道上、字中山沢、字塚田、字田ノ入、字峠、字農庭及び字万年新田、大字西吉谷字障子山、大字東吉谷字障子山、大字谷内字僧ヶ入及び字滝ノ沢並びに大字池ヶ原字コワ清水、字姥田、字小家場、字上ノ山、字大沢、字大日及び字滝ノ沢地内

十日町市大字野口、大字仁田、大字新町新田、大字上野及び大字下平新田地内

##### (2) 期間

平成28年4月20日から平成28年9月30日まで

#### ◎新潟県告示第462号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第2項の規定により、次のとおり土地の立入りを許可した。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 起業者の名称  
東北電力株式会社

## 2 事業の種類

154kV 頸城線鉄塔建替工事

## 3 立ち入ろうとする土地の区域及び期間

## (1) 土地の区域

上越市大島区大字嶺字大川上、大字田麦字中段及び字入場、大字下達字赤倉及び字上赤倉、大字大平字一ノ瀬、字島田、字二口沢、字元屋敷及び字舅坂、大字岡字下山、字上中畑、字石倉、字ヤケ林、字中畑、字下中畑、字川久保、字沢入口、字寺浦、字下岡、字中平、字イフ林、字下中平、字塚田、字上岡、字宮田、字イフ、字平越、字ヘツリ、字戸倉、字萩平、字大久保、字大鼻、字中ノ島、字上新田、字十ヶ沢、字石倉、字下中林、字西カヤバ、字東カヤバ、字マセロ、字後谷、字大坪、字干平、字タン次郎、字大滝、字小海尻、字ゴウデン、字滝元及び字小海平並びに大字板山字小海地内

上越市蒲川原区大字小谷島字横枕、字小谷内田、字北山、字蕨岡、字和田地、字前田、字西川原及び字一ノ瀬、大字下猪子田字カウエン及び字丸畑、大字中猪子田字蒲生田地、字倉下、字池ノ平、字西山、字ザク、字沢入、字イブ、字池ノ久保、字崩山、字横枕、字北和田、字宮田、字荒清水、字中下、字荒屋敷、字崩、字中豊、字ブタへ及び字中下干場、大字虫川字フケ、字後淵、字馬場、字中妙地及び字中沖、大字有島字アツチ山、字和田、字鳥平、字養地山、字岩山、字牧野、字上ノ山、字宮ノ外、字釜淵及び字向洪江、大字菱田字東峯、字狐塚、字深沢、字芹ヶ沢及び字堂ノ入、大字桜島字浦ノ山、字堂ノ上及び字沢ノ入、大字山印内字円道、大字岩室字大金沢、字筋返、字稲場、字玉堀、字東牧ノ、字牧ノ、字前坂及び字北沖、大字山本字飯田割、字内大割及び字北沖並びに大字今熊字小豆島、字荒古川、字桑原、字登口、字同木山、字カウノス及び字寺萱地内

上越市三和区大字末野字立場、字東原山及び字三ツ口沢並びに大字神田字長峰地内

十日町市大字稲葉、大字沖立、大字高倉、大字山谷、大字会沢字コマクラ、字マツバ、字日カケ、字カラカキ、字入山、字馬サクリ、字石原、字上ノ山、字居村、字五十苺、字苗代、字下口、字古屋敷、字十二平、字小丸山、字大倉下及び字ミノワ、大字犬伏字松苺山、大字苺島字外倉、字黍畑、字材木道、字月夜畑、字長立、字掘切、字宮ノ浦、字二十苺、字大桐山、字風京、字上小原、字姥沢及び字小原、大字清水字フジツルシ、字入大道、字上東、大字滝沢字北沢、字堅畠、字上ノ山、字アラセロ及び字川倉、大字田野倉字小十郎田、字向、字桜田、字大堀田、字ヤシキ、字ヌケ、字大久保、字東平、字寺田及び字南、大字中子字姥沢、字障子峰、字横道、字後平、字林中、字カツボ島、字月夜畑、字ノゲ間、字穴瀧、字赤松及び字立ノ平、大字松代字大外、字風吹及び字赤羽根、大字蓬平字柳清水、字大久保、字水上、字大平、字新林、字冬越場、字長峯、字桜平、字峯、字沢入、字大抜、字板平及び字丸畑、大字名平字五合清水、字ゾ沢、字今ノ外、字長田、字下ノ林、字中名沢、字宮ノ下、字五枚田、字外名平、字花立、字金鉢、字仙納平、字桂沢及び字向山、大字小池字大道、大字寺田字漆ノ木下、字城平、字庄倉及び字三本松並びに大字儀明字兔田、字杉屋敷及び字城平地内

## (2) 期間

平成28年 4 月 20 日から平成28年12月31日まで

## 公 告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式（その24）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成28年 4 月 5 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式（その24）の借上げ

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成28年7月31日(日)

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成28年4月5日(火)から平成28年4月18日(月)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成28年5月17日(火) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(平成28年4月5日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り)を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成28年4月27日(水) 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成28年5月9日(月) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分まで

でに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（1に掲げる新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式（その24）の1か月当たりの賃貸借料をいう。）に108分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）。以下同じ。）に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式（その24）の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

LAN-System Network Devices

(2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. May 17, 2016

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, contact:

Information Management Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

## 危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催について（公告）

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり開催する。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 講習会の期日及び場所

開催地	会場名（所在地）	講習期日
新潟市	新潟テクノスクール （新潟市中央区鑑西1-11-2）	平成28年6月13日（月）
佐渡市	アミューズメント佐渡 （佐渡市中原234-1）	平成28年6月15日（水）
糸魚川市	糸魚川建設会館 （糸魚川市南押上3-3-36）	平成28年6月21日（火）
上越市	上越人材ハイスクール （上越市高土町3-1-15）	平成28年6月23日（木） 平成28年6月24日（金）
長岡市	長岡新産管理センター （長岡市新産2-1-4）	平成28年6月28日（火）
新潟市	新潟テクノスクール （新潟市中央区鑑西1-11-2）	平成28年7月6日（水）
新発田市	新発田市生涯学習センター （新発田市中央町5-8-47）	平成28年7月12日（火）
三条市	燕三条地場産業振興センター（メッセピア） （三条市須頃1-17）	平成28年7月20日（水）
十日町市	十日町地場産業振興センター（クロス10） （十日町市本町6）	平成28年7月22日（金）
新潟市	新潟テクノスクール （新潟市中央区鑑西1-11-2）	平成28年8月9日（火）
村上市	村上市民ふれあいセンター （村上市岩船3270）	平成28年8月23日（火）
新潟市	新潟テクノスクール （新潟市中央区鑑西1-11-2）	平成28年8月25日（木）
長岡市	長岡新産管理センター （長岡市新産2-1-4）	平成28年9月2日（金）
糸魚川市	糸魚川建設会館 （糸魚川市南押上3-3-36）	平成28年9月6日（火）
柏崎市	柏崎エネルギーホール （柏崎市駅前2-2-30）	平成28年9月9日（金）

南魚沼市	南魚沼市ふれ愛支援センター (南魚沼市坂戸399-1)	平成28年9月12日(月)
上越市	上越人材ハイスクール (上越市高土町3-1-15)	平成28年9月14日(水) 平成28年9月15日(木)
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成28年10月4日(火)
小千谷市	小千谷市総合福祉センター(サンラックおぢや) (小千谷市大字桜町5140)	平成28年10月26日(水)
新発田市	新発田市生涯学習センター (新発田市中央町5-8-47)	平成28年11月2日(水)
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成28年11月8日(火)
長岡市	長岡新産管理センター (長岡市新産2-1-4)	平成28年11月10日(木)
三条市	燕三条地場産業振興センター(メッセピア) (三条市須頃1-17)	平成28年11月18日(金)
上越市	上越人材ハイスクール (上越市高土町3-1-15)	平成28年11月22日(火)
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成29年2月14日(火) 平成29年2月15日(水)

## 2 講習の対象者

危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者及び現に危険物の取扱作業に従事していないが、受講を希望する危険物取扱者とする。

## 3 講習時間等

受付時間 午前の講習の場合は、午前9時から

午後の講習の場合は、午後1時から

講習時間 午前の講習の場合は、午前9時30分から午前12時30分まで

午後の講習の場合は、午後1時30分から午後4時30分まで

## 4 受講申請受付期間

- (1) 講習期日が6月13日(月)のときは、平成28年5月9日(月)から23日(月)まで
- (2) 講習期日が6月15日(水)のときは、平成28年5月11日(水)から25日(水)まで
- (3) 講習期日が6月21日(火)のときは、平成28年5月17日(火)から31日(火)まで
- (4) 講習期日が6月23日(木)、24日(金)のときは、平成28年5月19日(木)から6月2日(木)まで
- (5) 講習期日が6月28日(火)のときは、平成28年5月24日(火)から6月7日(火)まで
- (6) 講習期日が7月6日(水)のときは、平成28年6月1日(水)から15日(水)まで
- (7) 講習期日が7月12日(火)のときは、平成28年6月7日(火)から21日(火)まで
- (8) 講習期日が7月20日(水)のときは、平成28年6月15日(水)から29日(水)まで
- (9) 講習期日が7月22日(金)のときは、平成28年6月17日(金)から7月1日(金)まで
- (10) 講習期日が8月9日(火)のときは、平成28年7月5日(火)から7月19日(火)まで
- (11) 講習期日が8月23日(火)のときは、平成28年7月19日(火)から8月2日(火)まで
- (12) 講習期日が8月25日(木)のときは、平成28年7月21日(木)から8月4日(木)まで
- (13) 講習期日が9月2日(金)のときは、平成28年7月29日(金)から8月12日(金)まで
- (14) 講習期日が9月6日(火)のときは、平成28年8月2日(火)から18日(木)まで
- (15) 講習期日が9月9日(金)のときは、平成28年8月5日(金)から19日(金)まで
- (16) 講習期日が9月12日(月)のときは、平成28年8月8日(月)から22日(月)まで
- (17) 講習期日が9月14日(水)、15日(木)のときは、平成28年8月10日(水)から24日(水)まで
- (18) 講習期日が10月4日(火)のときは、平成28年8月30日(火)から9月13日(火)まで
- (19) 講習期日が10月26日(水)のときは、平成28年9月21日(水)から10月5日(水)まで
- (20) 講習期日が11月2日(水)のときは、平成28年9月28日(水)から10月12日(水)まで
- (21) 講習期日が11月8日(火)のときは、平成28年10月4日(火)から18日(火)まで

- (22) 講習期日が11月10日(木)のときは、平成28年10月6日(木)から20日(木)まで
- (23) 講習期日が11月18日(金)のときは、平成28年10月14日(金)から28日(金)まで
- (24) 講習期日が11月22日(火)のときは、平成28年10月18日(火)から11月1日(火)まで
- (25) 講習期日が平成29年2月14日(火)、15日(水)のときは、平成29年1月10日(火)から24日(火)まで

5 受講申込先

新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル内  
 郵便番号950-0965 電話番号025-285-3490  
 公益財団法人新潟県危険物安全協会

6 受講手数料

4,700円分の新潟県収入証紙で納入

7 その他

- (1) 受講当日、受講者は免状を持参し、受付時に提出すること。
- (2) 受講申請書は、公益財団法人新潟県危険物安全協会及びその地区支会及び市町村消防本部(署)並びに新潟県防災局消防課に準備してある所定の用紙を使用すること。
- (3) この講習についての照会は、公益財団法人新潟県危険物安全協会及びその地区支会及び市町村消防本部(署)並びに新潟県防災局消防課へ行うこと。

**工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催について(公告)**

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり開催する。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 講習の期日及び場所

講習区分	講習期日	講習会場
特殊消防用設備等	8月19日(金)	技術士センタービルI
消火設備	7月20日(水)	新潟ユニゾンプラザ
	11月8日(火)	ハイブ長岡
	11月22日(火)	新潟ユニゾンプラザ
警報設備	7月21日(木)	新潟ユニゾンプラザ
	11月9日(水)	ハイブ長岡
	11月17日(木)	上越テクノスクール
	11月24日(木)	新潟ユニゾンプラザ
避難設備・消火器	7月22日(金)	新潟ユニゾンプラザ
	11月10日(木)	ハイブ長岡
	11月18日(金)	上越テクノスクール
	11月25日(金)	新潟ユニゾンプラザ

2 講習区分及び講習の対象となる消防設備士の種類

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類
特殊消防用設備等	甲種特類
消火設備	甲種第1類、甲種第2類、甲種第3類 乙種第1類、乙種第2類、乙種第3類
警報設備	甲種第4類、乙種第4類、乙種第7類
避難設備・消火器	甲種第5類、乙種第5類、乙種第6類

3 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	2時間30分
(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	4時間
(3) 効果測定	30分

4 受講申請手続

- (1) 受付期間

## ①7月講習及び特殊消防用設備等講習

平成28年6月13日(月)から平成28年6月24日(金)まで

## ②11月講習

平成28年9月5日(月)から平成28年9月16日(金)まで

## (2) 受付場所

新潟市中央区新光町10番地3 技術士センタービルⅡ2階 一般財団法人新潟県消防設備協会

## (3) 必要書類等

①受講申請書(講習区分ごとに提出する。)

②写真1枚(申請書提出前6ヶ月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルで正面無帽上半身のもの。受講申請書の写真欄に貼付する。)

③受講手数料7,000円(新潟県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼付する。)

## 5 その他

## (1) 受講案内書及び受講申請書配布場所

一般財団法人新潟県消防設備協会、新潟県防災局消防課、県内消防本部及び消防署

## (2) 受講時に持参するもの

消防設備士免状、受講票、筆記用具

## (3) 問い合わせ先

一般財団法人新潟県消防設備協会 電話025-284-2420

---

**大規模小売店舗の新設について(公告)**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) アクロスプラザ長岡七日町A街区

所在地 長岡市七日町字川原485外

## 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

・氏名又は名称 大和情報サービス株式会社

法人代表者氏名 代表取締役 藤田 勝幸

住所 東京都台東区上野7丁目14番4号

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

・氏名又は名称 株式会社原信

法人代表者氏名 代表取締役 原 和彦

住所 長岡市中興野18番地2

・ほか5者

## 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成28年11月26日

## 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

計 5,602平方メートル

## 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

・位置 届出書に添付された図面のとおりに

・収容台数 計310台

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

・位置 届出書に添付された図面のとおりに

・収容台数 計140台

---

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
  - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
  - ・面積 計190平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
  - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
  - ・面積 計46立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ・株式会社原信  
午前6時から午後12時
    - ・株式会社マツモトキヨシ甲信越販売  
午前9時から午後12時
    - ・株式会社セリアほか2者  
午前10時から午後9時
    - ・未定1者  
午前9時から午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯  
午前5時30分から翌午前0時30分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ・出入口の数 4箇所
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - ・荷さばき施設A1  
午前8時から午後8時
    - ・荷さばき施設A2  
午前5時から午後9時
    - ・荷さばき施設A3  
午前7時から午後9時
    - ・荷さばき施設A4  
午前8時から午後9時
    - ・荷さばき施設A5  
午前9時から午後9時
    - ・荷さばき施設A6  
午前8時から午前10時
- 7 届出年月日  
平成28年3月25日
- 8 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間  
平成28年4月5日から平成28年8月5日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

#### 公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、村上都市計画道路及び胎内都市計画道路の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成28年4月5日

新潟県

---

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時  
平成28年4月14日(木) 午後2時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所  
村上市岩船3270番地  
村上市民ふれあいセンター 2階研修会議室